

令和4年5月20日

学生・教職員の皆さまへ

学 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の対応「第8報」の取扱いについて（通知）

このことについて、令和4年4月27日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る今後の対応について（通知）**第8報**」（以下「第8報」という。）にて、『感染リスクが高まる集団行動（特に5人以上での飲み会や会食、カラオケ等）』について禁止する旨通知しましたが、鹿児島県からの要請を踏まえ再度検討した結果、感染リスクが高まる集団行動のうち、『飲み会や会食』については、以下の取扱いとしますので、遺漏のないよう対応願います。

なお、その他の取扱いについては、「第8報」のとおり対応願います。

【『飲み会や会食』についての取扱い】

- ①感染防止対策が自治体に認定されたお店（鹿児島県は「第三者認証店」）など、感染防止対策を徹底しているお店を利用する。
- ②同一グループの同一テーブルでの飲食は4人以下で行い、長時間の飲食は行わない。
- ③会話をする時はマスク着用を心掛ける。
- ④お店の感染防止の取組に協力する。
- ⑤少しでも体調の異変を感じた場合は参加しない。